

**「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における
高輪築堤跡
保存活用計画書**

令和5年5月

東日本旅客鉄道株式会社

はじめに

高輪築堤跡は、明治5年(1872)に我が国初の鉄道が新橋・横浜間に開業した際、高輪海岸沿いの海上に鉄道を走らせるため敷設された鉄道敷の遺構です。

東京・横浜間の鉄道建設が明治2年(1869)11月に決定されると、わずか2年半後の明治5年(1872)5月に品川・横浜間が先行して開業し、同年9月には新橋・横浜間での運行を開始しています。

現在ほど工事用車両や機械等も普及していなかった時代に、わずか2年半という期間で鉄道建設工事を行い、鉄道開業を実現させたことから、当時の人々の熱量と技術力の高さを感じます。

新橋・横浜間鉄道の開業を皮切りに鉄道建設は進められ、明治22年(1889)7月には、新橋・神戸間の東海道本線が全通し、明治24年(1891)の上野・青森間の全通によって、北海道から九州までを接続する鉄道を含む縦貫鉄道が整備されています。これにより全国規模での旅客・貨物の大量かつ迅速な輸送が可能となりました。その後、鉄道は日本経済近代化の基礎を築く上で重要な要素となり、今なお、サービス・技術ともに進化し続けています。

本計画は、高輪築堤跡の価値を適切に保存し、次世代に継承していくとともに、有効に活用していくことを目的に今後の保存・活用・整備などについて基本的な考え方を取りまとめたものです。

本計画の策定にあたりましては、「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会の委員の方々をはじめ、文化庁、東京都教育庁、港区教育委員会のほか、多くの方々のご指導、ご協力をいただきました。改めてここに感謝を申し上げます。

引き続き関係者の皆さまのご協力をいただきながら、この高輪築堤跡を100年先の心豊かなくらしの実験場として新たなビジネス・文化が生まれ続ける街「TAKANAWA GATEWAY CITY」におけるまちづくりの中で活かし、日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としての記憶を、地域の方々とともに、次の100年に受け継いでいきます。

2023年5月

東日本旅客鉄道株式会社

例 言

1. 本計画は、国指定史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」の「高輪築堤跡」の保存活用に関する事項を定めた計画書である。
2. 本計画の策定は、東日本旅客鉄道株式会社が事業主体となり、令和3年度（2021）から令和4年度（2022）の2か年で、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金）及び東京都の東京都文化財保存事業費補助金を受けて実施した。
3. 本計画は、「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会及び文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部、港区教育委員会事務局教育推進部の指導・助言を得て策定した。
4. 高輪築堤の遺構は、品川車両基地再編、鉄道改良や国家戦略特別区域計画等に位置付けられている事業を東日本旅客鉄道株式会社が進めている中で発見されており、平成31年（2019）4月の遺構発見後、令和3年（2021）9月に一部が国史跡に指定されている。その間、高輪築堤調査・保存等検討委員会を設置し、港区教育委員会により発掘調査が実施され、本計画策定作業開始後も並行して進められてきたが、その調査結果は本計画策定後に取りまとめられる予定である。本計画策定にあたっては、当委員会や港区教育委員会から随時更新される最新の情報を得て検討を進めてきたが、本計画策定後に新たな遺構の知見が得られる可能性もある。
5. 本計画の策定に係る事務は、東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 企画戦略ユニットが担当し、策定に係る支援業務をパシフィックコンサルタンツ株式会社と株式会社プレック研究所に委託した。
6. 本計画は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（令和3年6月、文化庁）及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年3月、文化庁文化財部記念物課）を参照し、文化庁、東京都教育庁、港区教育委員会の指導・助言を基に、「第1章 保存活用計画策定の経緯・目的」、「第2章 史跡の概要」、「第3章 史跡の本質的価値」、「第4章 現状・課題」、「第5章 大綱・基本方針」、「第6章 保存管理」、「第7章 活用」、「第8章 整備」、「第9章 運営・体制の整備」、「第10章 施策の実施計画」、「第11章 経過観察」、「第12章 法令に基づく諸手続き」、「資料編」で構成した。
7. 「第2章 史跡の概要」の「2. 指定範囲及び説明」、「4. 史跡の変遷」、「5. 遺構発掘調査の状況」、「6. 社会的環境」の旧新橋停車場跡に関する記述については、港区教育委員会事務局教育推進部が執筆し、東日本旅客鉄道株式会社が編集した。
8. 「第2章 史跡の概要」の「5. 遺構発掘調査の状況」のうち、高輪築堤跡については、令和3年5月までの発掘調査の成果がまとめられた『概説 高輪築堤』（港区教育委員会 2022）及び品川開発プロジェクトエリア（第I期）の範囲内を中心とした発掘調査の概要を港区教育委員会にてまとめている『高輪築堤跡発掘調査概要』（2023年6月刊行予定）を参考に、高輪築堤調査・保存等検討委員会の谷川章雄委員長（早稲田大学人間科学学術院教授）と港区教育委員会の指導を受けて整理した。

9. 本計画では、国指定史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」の個々の指定地のことを指す場合は「高輪築堤跡」及び「旧新橋停車場跡」とし、指定地以外のことや歴史的な変遷の説明の中で当時の鉄道施設のことを指す場合は「高輪築堤」及び「新橋停車場」と表示している。

10. 本計画に掲載している図のうち、下記については所蔵機関等からの提供を受けた。

- 図 2-4-1：東京汐留鉄道御開業祭礼図」歌川広重（三代）明治 5 年（1872） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-3：「御発輦従新橋ステーション御乗車之図」歌川広重（三代）明治 10 年（1877） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-4：「東京名勝之内 高輪蒸気車鉄道全図」歌川国輝（二代）明治 5 年（1872） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-7：「新橋停車場構内平面図」明治 30 年（1897） 鉄道博物館
- 図 2-4-12：高輪築堤と東海道 日本大学芸術学部
- 図 2-4-14：「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」歌川広重（三代）明治 5～6 年（1872～1873）頃 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-15：「東京名所 芝浦鹿嶋神社景」歌川広重（三代）明治 9 年（1876） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-16：「写真名所一覽 高なわ往返之図」歌川国政（四代）明治 5 年（1872）頃 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-17：新橋品川間鉄道線路の内改良工事に要する増用地の図(都公文 604.C4.09) 東京都公文書館
- 図 2-4-18：品川停車場付近平面図（都公文 302.B 5.20） 東京都公文書館
- 図 2-4-19：「品川海面埋立竣工区域平面図」（都公文 302.B 5.20） 東京都公文書館
- 図 2-4-20：車町河岸周囲の埋立工事図面（都公文 304.B 3.11） 東京都公文書館
- 図 2-4-21：「高輪車町埋立地略図」部分（都公文 304.B 3.11） 東京都公文書館
- 図 2-4-22：「東京市芝区高輪車町埋立工事設計図」部分（都公文 304.B 3.11） 東京都公文書館
- 図 2-4-23：「東京全図」明治 9 年（1876） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-24：「東京芝区全図」明治 30 年（1897） 港区立郷土歴史館
- 図 2-4-29：「浜御殿より品川新宿迄江戸往還絵巻」明和 3～8 年（1766～71） 江戸東京博物館
- 図 2-4-30：昭和 37 年（1962）頃の雑魚場 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-2：江戸時代末期の遺跡周辺 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-3：創業時の新橋停車場の諸施設 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-31：発掘調査に基づく築堤の断面図 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-32：マウンド状に盛土を連ねた築堤の芯（1 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-33：蒲鉾形に盛土された築堤の芯（1 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-34：築堤の芯材を仕切る板組みの遺構（1 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-35：東側（海側）の石垣（2 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-36：石垣土台部の木組基礎（第 2 東西道路部分） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-37：西側（山側：3 線拡張期）の石垣（1 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-38：西側（山側：開業期）の石垣（第 2 東西道路部） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-39：西側（山側：開業期）の土留め（2 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-40：群杭（3 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-41：第 7 橋の橋台（北側）石面（3 街区） 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-42：信号機土台部と考えられる張り出し遺構 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-43：明治 20 年（1887）東京実測図 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-44：築堤と仕切堤の接続部（2 街区）※右写真 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-44：築堤と仕切堤の接続部（2 街区）※左写真 港区立郷土歴史館
- 図 2-5-45：杭の先端 港区立郷土歴史館

| | |
|---|----------|
| 図 2-5-46 : 双頭レール(左)とボルト状金具 (右) | 港区立郷土歴史館 |
| 図 2-6-4 : 高輪築堤跡周辺の埋蔵文化財包蔵地 | 東京都教育委員会 |
| 図 2-6-5 : 新橋停車場復原駅舎 入口側 | 港区立郷土歴史館 |
| 図 2-6-6 : 新橋停車場復原駅舎 ホーム側 | 港区立郷土歴史館 |
| 図 2-6-7 : 旧新橋停車場復原ホーム | 港区立郷土歴史館 |
| 図 2-6-8 : ホームの遺構公開状況 | 港区立郷土歴史館 |
| 図 3-1-2 : 「実測東京全図」 明治 11 年 (1878) | 港区立郷土歴史館 |
| 図 3-1-3 : 「東京大震災火災地図」 大正 12 年 (1923) 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 市政専門図書館 | |
| 図 3-2-4 : 史跡指定地内の要素 「A:本質的価値を構成する要素」 写真 | 港区立郷土歴史館 |
| 図 8-3-3 : 明治 30 年代に高輪築堤に設置されていた信号機 | 鉄道博物館 |
| 図資-4-1 : 港区内の指定等文化財分布図 | 港区立郷土歴史館 |
| 表資-4-1 : 新橋・横浜間の鉄道に関する文化財等①一号機関車 (ノ一八七一年、英国製) | 鉄道博物館 |
| 表資-4-1 : 新橋・横浜間の鉄道に関する文化財等④六郷川鉄橋 | 博物館 明治村 |

11. 本計画は、令和 5 年 (2023) 3 月に東日本旅客鉄道株式会社が策定し、同年 5 月 26 日、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 129 条の 2 第 4 項の規定により文化庁長官の認定を受けた。

「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書

目次

第1章 保存活用計画策定の経緯・目的

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 計画の経緯・目的 | 1 |
| 2. 計画の対象 | 3 |
| (1) 計画対象 | 3 |
| (2) 計画対象範囲外の高輪築堤に関連する遺構の取り扱い | 9 |
| 3. 委員会の設置・経緯 | 10 |
| (1) 委員会の設置 | 10 |
| (2) 協議経緯 | 13 |
| 4. 他計画等との関係 | 14 |
| (1) 史跡指定地に関わる計画等との整合 | 14 |
| (2) 史跡指定地及び周辺の事業との調整 | 15 |
| 5. 計画の実施 | 19 |

第2章 史跡の概要

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. 指定に至る経緯 | 20 |
| (1) 平成12年までの旧新橋停車場跡の史跡指定 | 20 |
| (2) 令和3年の追加指定 | 20 |
| 2. 指定範囲及び説明 | 22 |
| (1) 指定告示 | 22 |
| (2) 指定説明文とその範囲 | 23 |
| (3) 平成12年以前の指定内容 | 29 |
| 3. 自然的環境 | 33 |
| (1) 地形と潮位 | 33 |
| (2) 地質と地下水 | 36 |
| 4. 史跡の変遷 | 38 |
| (1) 日本の鉄道の変遷 | 38 |
| (2) 新橋・横浜間鉄道の変遷 | 40 |
| (3) 新橋停車場の変遷 | 45 |
| (4) 高輪築堤の変遷 | 50 |
| (5) 周辺地域の変遷 | 67 |
| 5. 遺構発掘調査の状況 | 74 |
| (1) 旧新橋停車場跡 | 74 |
| (2) 高輪築堤跡 | 85 |
| 6. 社会的環境 | 97 |
| (1) 関連法令 | 97 |
| (2) 土地所有・土地利用 | 101 |
| (3) 周辺の文化財等 | 103 |

第3章 史跡の本質的価値

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 本質的価値 | 105 |
| (1) 本質的価値の考え方 | 105 |
| (2) 本質的価値 | 106 |
| (3) 本質的価値に対応する時代幅 | 112 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 2. 高輪築堤跡の構成要素 | 118 |
| (1) 構成要素の考え方..... | 118 |
| (2) 構成要素の分類..... | 120 |
| 第4章 現状・課題 | |
| 1. 保存管理の現状と課題 | 125 |
| 2. 活用の現状と課題 | 126 |
| 3. 整備の現状と課題 | 128 |
| 4. 運営・体制の現状と課題 | 128 |
| 第5章 大綱・基本方針 | |
| 1. 保存活用の大綱 | 130 |
| 2. 基本方針 | 130 |
| 第6章 保存管理 | |
| 1. 保存管理の方向性 | 132 |
| (1) 史跡指定地内の保存管理の方向性..... | 132 |
| (2) 史跡指定地周辺の保存管理の方向性..... | 132 |
| 2. 史跡指定地内の保存管理 | 133 |
| (1) 史跡指定地内の保存管理の方法..... | 133 |
| (2) 現状変更等の取り扱い..... | 138 |
| (3) 調査研究..... | 142 |
| (4) モニタリング..... | 143 |
| 3. 史跡指定地周辺の保存管理 | 144 |
| (1) 史跡指定地周辺の保存管理の考え方..... | 144 |
| (2) 史跡指定地周辺の保存管理の地区区分と対応方針..... | 144 |
| (3) 計画対象範囲内における追加指定..... | 146 |
| 第7章 活用 | |
| 1. 活用の方向性 | 147 |
| (1) 史跡指定地内の活用の方向性..... | 147 |
| (2) 史跡指定地周辺の活用の方向性..... | 147 |
| 2. 史跡指定地の活用 | 149 |
| (1) 遺構の露出等による展示と再現..... | 149 |
| (2) 史跡指定地の公開内容..... | 149 |
| 3. 史跡指定地周辺における活用 | 152 |
| (1) 周辺のまちづくりと連携した活用..... | 152 |
| (2) 周辺地域の文化財と連携した活用..... | 154 |
| 第8章 整備 | |
| 1. 整備の方向性 | 155 |
| (1) 保存のための整備の方向性..... | 155 |
| (2) 活用のための整備の方向性..... | 155 |
| 2. 保存のための整備 | 156 |
| (1) 保存施設の整備と防災・防犯対策..... | 156 |
| (2) 保存対策と保存環境の改善..... | 157 |
| (3) 保存修理（追加対策）..... | 159 |
| (4) モニタリングに必要な整備..... | 159 |

| | |
|---|------------|
| 3. 活用のための整備 | 160 |
| (1) 史跡指定地内の整備..... | 160 |
| (2) 史跡指定地周辺の整備..... | 161 |
| (3) 移築遺構（信号機土台部）の整備..... | 163 |
| (4) 史跡指定地周辺の回遊性の構築に向けた整備..... | 163 |
| (5) ソフト・普及コンテンツの整備..... | 164 |
| 4. 史跡と一体的に整備する都市計画で定められた施設 | 165 |
| (1) 区画道路2号..... | 165 |
| (2) 歩行者通路5号（プロムナード）..... | 167 |
| (3) 街区公園..... | 167 |
| (4) 1～2街区間接続デッキ（歩行者用デッキ）..... | 167 |
| 第9章 運営・体制の整備 | |
| 1. 運営・体制の整備の方向性 | 170 |
| 2. 運営・体制の整備の方法 | 170 |
| (1) 史跡の公開までの運営・体制..... | 170 |
| (2) 史跡の公開後の運営・体制..... | 171 |
| 第10章 施策の実施計画 | |
| 1. 施策の実施の方向性 | 172 |
| 2. 施策の実施 | 172 |
| (1) 前期に実施する施策（～2027年度）..... | 172 |
| (2) 後期に実施する施策（2028年度～2032年度）..... | 172 |
| (3) 計画期間以降に実施する施策（計画期間後 2033年度～）..... | 173 |
| 第11章 経過観察 | |
| 1. 経過観察の方向性 | 175 |
| 2. 経過観察の方法 | 175 |
| (1) 各項目の方向性..... | 175 |
| (2) 保存活用計画自己点検表..... | 176 |
| 第12章 法令に基づく諸手続き | |
| 1. 文化財保護法等に基づく手続き | 178 |
| 2. 現状変更等の手続の流れ | 179 |
| (1) 現状変更等の手続の流れ..... | 179 |
| (2) 毀損等の手続の流れ..... | 179 |
| 資料編 | |
| 1. 高輪築堤跡等の保存や活用等のあり方の検討体制 | 182 |
| 2. 関連する計画の概要 | 184 |
| 3. 官報告示及び指定書 | 202 |
| 4. 周辺の文化財 | 204 |
| 5. 文化財保護法等の抜粋 | 216 |